

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第152号)

配信日 平成31年1月22日

連絡交換のためにお金を振り込んだのに・・・

いつまで経っても会えない！

<相談事例>

交際相手がほしいと思い、アプリに登録。そこで知り合った相手とメッセージアプリで連絡を取り合っていたが、相手が「スマホが壊れてアプリが使えなくなった。別のサイトで話がしたい」と言われ、サイトを紹介され入会した。連絡先を交換するためポイントを購入したが、文字化けして交換できず、クレジットカードで合計50万円を決済した。何度もエラーになり交換できなかったが、相手から続けるよう励まされ、サイトからも返金を断られた。

《消費者センターからのアドバイス》

●このような場合、相手はサイトに雇われた「サクラ」の可能性が
あります。お金だけかかり、いつまでも会えませ
ん。サイトは「サクラ」を認めず、返金交渉は難航します。



●アプリやSNSなどからサイトに誘導されることが多く、メール交換等のサービスを利用する度に利用料が発生する仕組みの場合は、特に注意してください。

●他にも、「相談になってくれたら1千万円差し上げます」とメールが来て、サイトに誘導されてポイント購入したがお金は貰えなかった、という相談もあります。そんなおいしい話はありませんので、相手にしないようにしましょう。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間]火曜日～日曜日、祝日 午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)